

世界回りサイフ

*Sekai no
Saifu*

ファンド・オブ・ファンズ／自動けいぞく投資適用

本書は「交付目論見書」と「請求目論見書」を合冊しております。



設定・運用は

日興アセットマネジメント

世界のサイフ

*Sekai no
Saifu*

ファンド・オブ・ファンズ／自動けいぞく投資適用



設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は証券取引法第13条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

1. この目論見書により行なう「世界のサイフ」の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成18年11月15日に、また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年11月22日に関東財務局長に提出しており、平成18年12月1日にその効力が発生しております。
2. 当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようしてください。
3. 「世界のサイフ」は、主に投資信託証券に投資を行ない、投資対象とする投資信託証券は、主に債券など値動きのある証券(外貨建証券は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。

投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

基準価額、販売会社などにつきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。
(半休日となる場合は午前9時～正午)

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

投資信託振替制度とは

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還などがコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約などにおける決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度へ移行するため、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成19年1月4日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加設定される受益権の帰属は、日興アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関(以下「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

ファンドの受益権は、本交付目論見書の「ファンド情報」-「その他の情報」-「その他」-「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。ファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社などに当該申請の手続きを委任することができます。

ファンドのすべての受益権は、投資信託振替制度へ移行するため、受益者は受益証券を保護預り契約にしたがって販売会社などの保護預りとするものとし、受益証券の引出しの請求は行なわないものとします。

以上

基本情報

ファンドの概要	1
取得申込み手続きの概要	3
換金手続きの概要	5

特色

ファンドの特色	7
投資方針	12

投資リスク

ファンドのリスク	16
リスク管理体制	17

費用・税金

手数料等及び税金	18
----------	----

ファンド情報

ファンドの性格	24
管理及び運営の概要	26
その他の情報	29

運用

ファンドの運用状況	33
財務ハイライト情報	33

その他

約款	34
用語集	50

ファンドの概要

ファンドの名称	世界のサイフ (以下「ファンド」といいます。)
商品分類	ファンド・オブ・ファンズ／自動けいぞく投資適用
ファンドの目的	投資信託証券を中心に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	ケイマン籍円建外国投資信託 「マルチカレンシーファンド クラスB」受益証券 証券投資信託 「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券
主な投資制限	・上記「主な投資対象」の投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行ないません。 ・外貨建資産への直接投資は行ないません。
主なリスク	・価格変動リスク ・流動性リスク ・信用リスク ・為替変動リスク
信託期間	平成28年10月12日までとします(平成18年12月15日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎月12日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	第1計算期は収益分配を行ないません。第2計算期以降、毎決算時に、原則として安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

基 本 情 報

信託報酬

純資産総額に対し年率0.6825%(税抜0.65%)

受益者が実質的に負担する信託報酬率は、上記の信託報酬率にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬率を加えたものとなり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況によって、実質的な信託報酬率は変動します。

(参考)ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬

投資信託証券の名称	信託報酬率(年率)
マルチカレンシーファンド クラスB	0.27%以内

商品内容を充分にご理解のうえ、お申込みいたしますようお願い申しあげます。

取得申込み手続きの概要

申込方法

- ・取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行なうものとします。
- ・収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース>と<分配金受取りコース>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
- ・<分配金再投資コース>をお選びの場合、お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく(累積)投資契約」を結んでいただきます。なお、販売会社によっては、別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。また、販売会社によっては、収益分配金を定期的に受け取るための「定期引出契約」を結ぶことができる場合があります。
- ・証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得のお申込みの受付を取り消すことがあります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行するため、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社などは、当該取得申込みの代金の支払いと引換に、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加設定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加設定により生じた受益権については追加設定のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

取扱時間

原則として、午後3時(わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- 英國証券取引所の休業日
- ニューヨーク証券取引所の休業日
- ロンドンの銀行休業日
- ニューヨークの銀行休業日

基 本 情 報

基本情報

申込価額 (発行価格)	<当初申込期間> 1口当たり1円とします。 <継続申込期間> 取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込単位	申込単位につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込手数料	販売会社が定めるものとします。お申込手数料につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。 ・販売会社におけるお申込手数料率は2.1%(税抜2%)が上限となっております。
申込金額	お申込価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
申込取扱場所	販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込期間	<当初申込期間> 平成18年12月1日から平成18年12月14日とします。 <継続申込期間> 平成18年12月15日から平成20年1月11日とします。 平成20年1月12日以降のお申込期間については、あらたに有価証券届出書を提出することによって更新されます。

換金手続きの概要

途中換金	原則として、いつでも換金が可能です。
取扱時間	原則として、午後3時(わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
換金請求不可日	販売会社の営業日であっても、換金請求日が下記のいずれかに該当する場合は、換金の請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 英國証券取引所の休業日 ニューヨーク証券取引所の休業日 ロンドンの銀行休業日 ニューヨークの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするために、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金単位	<分配金再投資コース> 1口単位 <分配金受取りコース> 1口単位 販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行するため、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

<解約請求による換金>

解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
手取額	1口当たりのお手取額は、解約価額から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し10%(内国法人は所得税のみの7%))を差し引いた金額となります。 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご参照ください。
支払開始日	お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
受付中止	<ul style="list-style-type: none">委託会社は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。)に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

ファンドの特色

1

原則として高金利の10通貨を選定し、当該通貨建ての短期債券などに投資します。

投資対象は経済協力開発機構(OECD)^{*1}加盟国およびこれらに準ずる国^{*2}の通貨建ての短期債券などとします。

(*1)経済協力開発機構(OECD)とは

「財政金融上の安定を維持しながら雇用、生活水準の向上を達成し、世界経済の発展に貢献する」、「発展途上国経済の健全な拡大に寄与する」、「世界貿易の多角的・無差別的な拡大に貢献する」などを目的として1961年に発足した機構です。2006年10月末現在で30カ国が加盟しています。

(*2)OECD加盟国に準ずる国とは

当ファンドではS&P社、あるいはムーディーズ社のいずれかから、自国通貨建長期債務に対してAマイナス格相当以上の格付を取得している国と定義しています。

特色

<投資対象通貨>



(2006年10月末現在)

原則として相対的に高金利の10通貨に均等分散投資します。

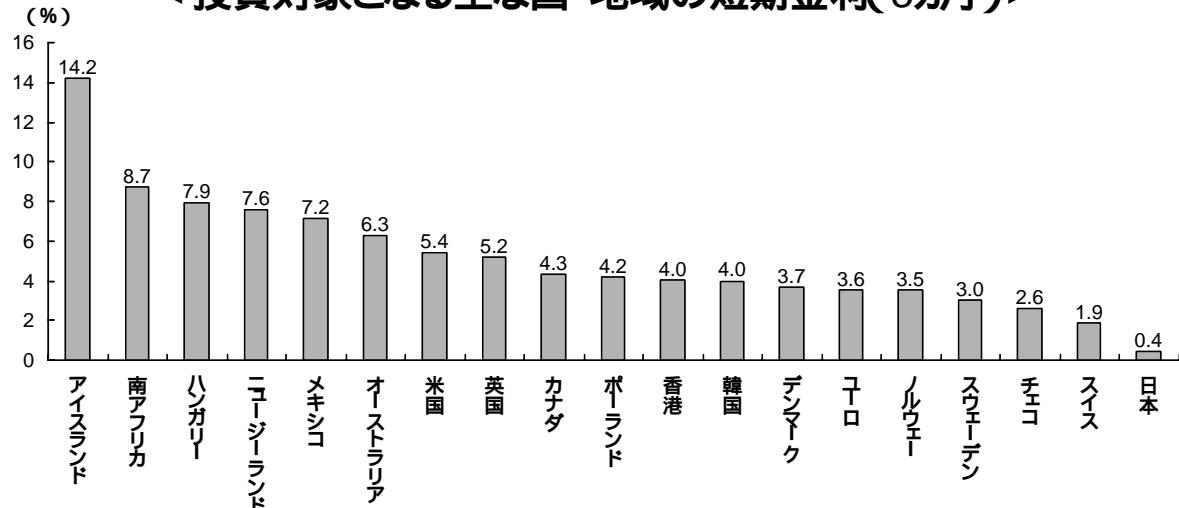
通貨選定にあたっては、各通貨の金利水準を最重要視しますが、各国のファンダメンタルズや短期市場の流動性なども考慮します。

原則として10通貨への投資配分は概ね均等を維持しますが、流動性や金利状況などを勘案して、組入通貨数が10を超える場合や各通貨への投資配分を均等としない場合があります。

流動性などを考慮して、限定的に為替予約取引などをを利用して各通貨への実質的な投資を行なう場合があります。

投資通貨の見直しは年2回行ないます。ただし、必要と判断した場合は別のタイミングで一部投資通貨の入替えを行なうことがあります。

<投資対象となる主な国・地域の短期金利(3ヶ月)>



(2006年10月末現在)

上記の国の債券を組み入れることを約束するものではありません。

上記グラフは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

出所：信頼できる情報をもとに日興アセットマネジメントが作成

投資対象債券は、原則として高格付の短期債券とします。

安全性を重視した資産に投資し、安定した運用をめざします。

国債、政府機関債、政府保証債、国際機関債、社債、ABS*、コマーシャル・ペーパーなどを主要投資対象とします。

ソブリン債以外の投資対象については、原則として長期格付でAマイナス格相当以上または短期格付でA-2格相当以上の格付を取得しているものに投資します。

(*)ABSとは

資産担保証券(Asset Backed Security)の略で、住宅や不動産ローン以外の貸付債権を担保に発行された証券であり、代表的なものとしては自動車ローンやクレジットカード債権などがあります。

短期債券市場を中心に投資することで、金利変動に伴なう債券の価格変動リスクの低減をめざします。

残存期間は1年以内(变動利付債券の場合は10年以内)の債券に投資します。

ポートフォリオの平均残存期間は180日以内とします。

<債券の価格特性>

一般に金利が上昇すると、債券の価格は下落します。残存期間の短い債券は、残存期間の長い債券に比べ、金利上昇時の価格変動が相対的に軽微になります。

金利の上昇

残存期間の
短い債券

残存期間の
長い債券

債券価格の下落

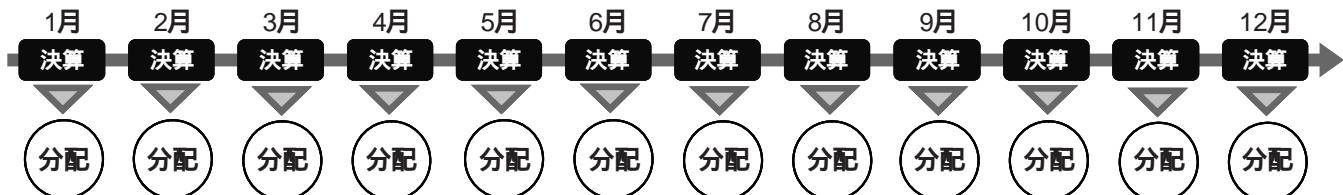
上記はイメージ図です。

価格変動などに関する説明は一般論であり、実際はこれと異なる動きをする場合があります。

2

原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

毎月12日(休業日の場合は翌営業日)を決算日として、安定した収益分配を行なうことをめざします。基準価額が当初元本(1万口当たり1万円)を下回っている場合においても、分配を行なう場合があります。



上記の図はイメージであり、将来の分配金のお支払いを約束するものではありません。

3

投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

以下の投資信託証券に投資します。

ケイマン籍円建外国投資信託

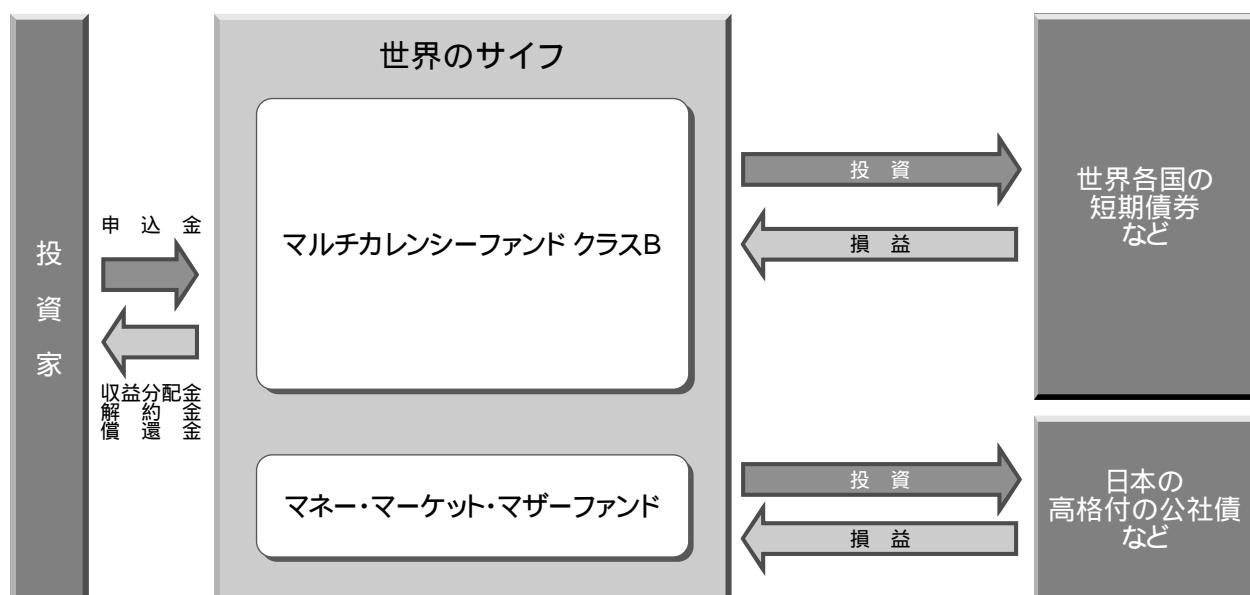
「マルチカレンシーファンド クラスB」受益証券

証券投資信託

「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券

原則として「マルチカレンシーファンド クラスB」受益証券に投資するとともに、信託財産の資金動向などに配慮しながら「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券への投資比率を決定します。

ファンドの仕組み



<分配金再投資コース>の場合、原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

特色

特色

投資対象とする投資信託証券の概要

<マルチカレンシーファンド クラスB>(ケイマン籍円建外国投資信託)

運用の基本方針

基本方針	利子収入などを中心とする安定的な収益の獲得をめざします。
主な投資対象	世界の短期債券(国債、政府機関債、政府保証債、国際機関債、社債、ABS、コマーシャル・ペーパーなど)を主要投資対象とします。
投資方針	・経済協力開発機構(OECD)加盟国(これらに準ずる国を含みます。)の通貨の中から金利が高い通貨を10程度選別し、それらの短期債券市場に投資します。 ・投資対象通貨は、原則として年2回程度見直します。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。
主な投資制限	・株式への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
収益分配	原則として毎月6日(休日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

ファンドに係る費用

管理報酬	純資産総額に対し年率0.27%以内
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	受託者報酬、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、管理費用、監査費用、法律顧問費用など。

その他

投資顧問会社	日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド
管理会社	ニッコウ・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)リミテッド
信託期間	2106年12月31日までとします。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	原則として毎年2月末日

特色

<マネー・マーケット・マザーファンド>

運用の基本方針

基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息など収益の確保をめざして運用を行ないます。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式(新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。)への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。
収益分配	収益分配は行ないません。

ファンドに係る費用

信託報酬	없습니다。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

その他

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
信託期間	無期限とします(平成16年3月10日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎年1月20日(休業日の場合は翌営業日)

特色

投資方針

投資方針

- ・主として、以下の投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をい い ます。)に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ケイマン籍円建外国投資信託「マルチカレンシーファンド クラスB」受益証券

証券投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券

- ・投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。なお、資金動向などによっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

特
色

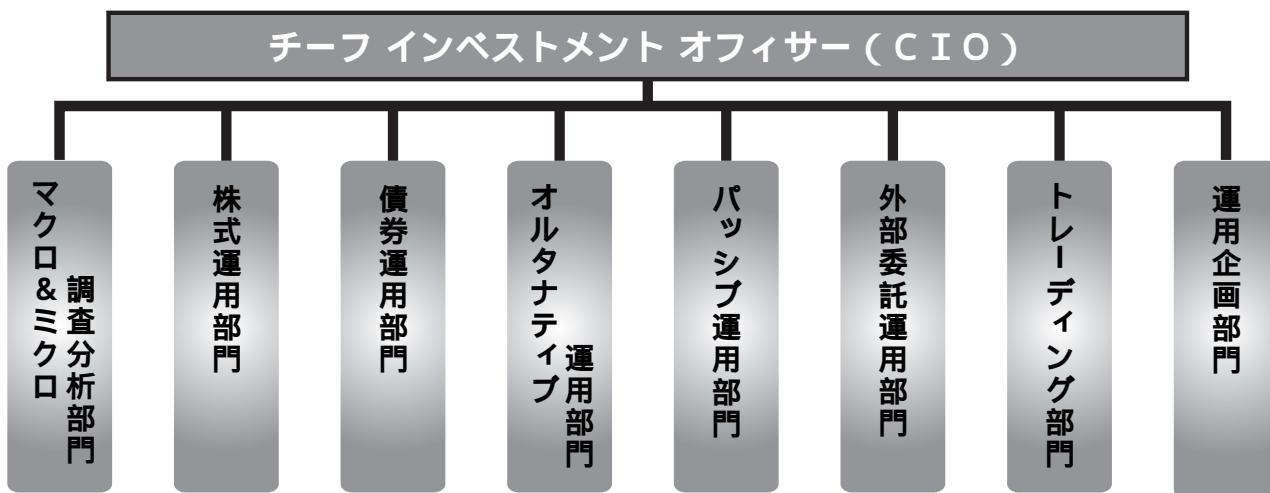
投資対象

投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をい い ます。)を主要投資対象とします。

その他の投資対象に関しましては「約款」をご覧ください。

特色

運用体制



<運用全体の流れ>

運用方針の策定

投資委員会
(国内外の経済見通し、市況見通し
および資産配分の基本方針の決定)

投資委員会は、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。

各運用部門
(個別資産および資産配分戦略に係る
具体的な運用方針の策定)

各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。

運用の実行

各運用部門のファンドマネージャー
(ポートフォリオの構築・管理)

各運用部門のファンドマネージャーは、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

トレーディング部門
(売買執行)

トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。

上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

特色

分配方針

収益分配方針

第1計算期は収益分配を行ないません。第2計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

1)分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。

2)分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

3)留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益(無分配期の利益を含みます。)については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間(第1計算期間を除きます。)終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行ないます。

(注)ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行するため、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。<分配金再投資コース>の場合は、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

投資制限

約款に定める 投資制限

- 1)前記「投資方針」記載の投資信託証券、短期社債等(社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 2)有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- 3)同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること(投資信託委託業者または販売会社による自己設定が行なわれる場合も含みます。)が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。
- 4)外貨建資産への直接投資は行ないません。

その他の投資制限に関しては「約款」をご覧ください。

ファンドのリスク

- ・当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行ない、投資対象とする投資信託証券は、主に債券など値動きのある証券(外貨建証券は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。
- ・当ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を充分に認識することが求められます。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

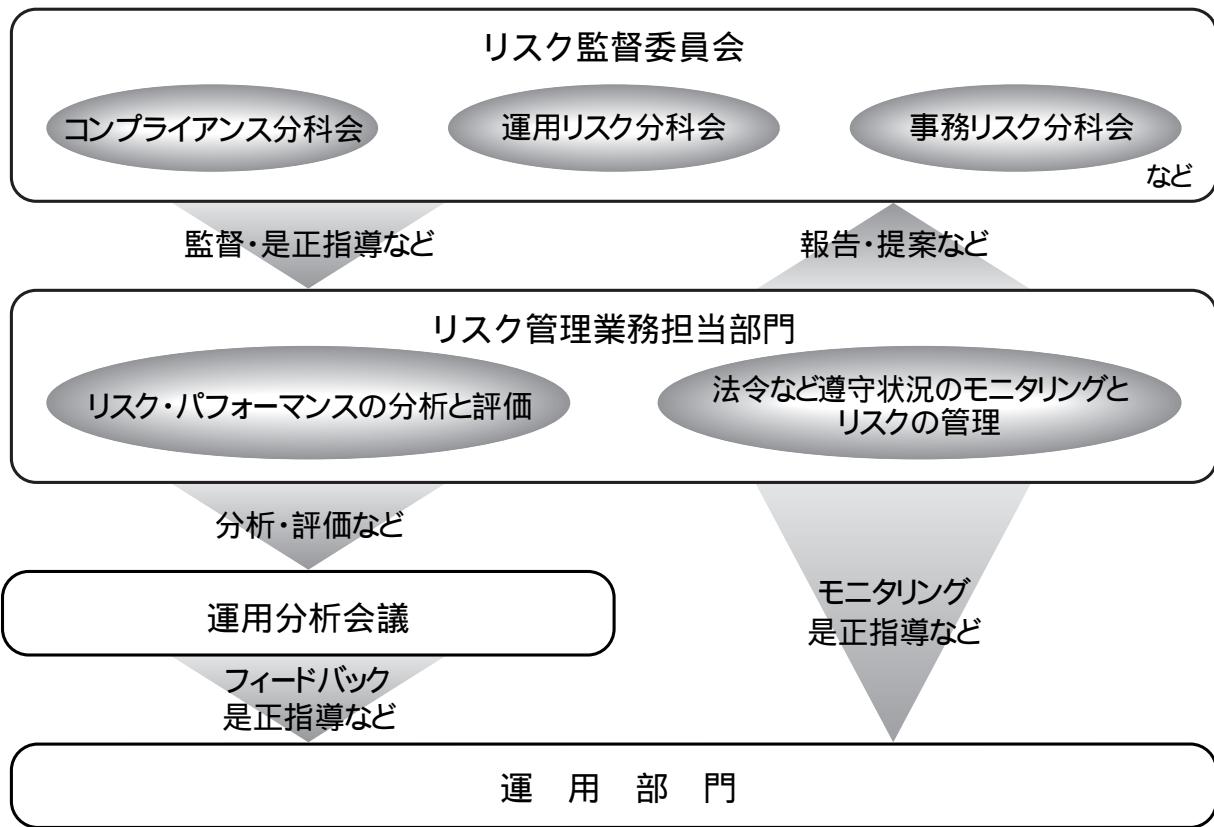
一般に公社債および短期金融資産にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格は下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

リスク管理体制



リスク・パフォーマンスの分析と評価

ファンド財産について運用状況の分析・評価と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る分析と評価の結果を運用分析会議に報告し、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理

法令・諸規則、信託約款などの遵守状況とリスク管理状況のモニタリングを行ないます。その結果についてはコンプライアンス分科会・運用リスク分科会・事務リスク分科会などに報告し、運用部門には是正指導を行なうなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

手数料等及び税金

受益者が、お申込みから換金(解約)までに直接、間接にご負担していただく主な費用・税金は以下の通りです。

詳しくは、次頁以降の「申込手数料」から「課税上の取扱い」の各項目をご参照ください。

下記の税率は、平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に適用されるものです。

時 期	費用・税金	内 容
直接負担	お申込時	お申込手数料 (1口当たり) 基準価額の2.1%(税抜2%)以内
	収益分配時	所得税・地方税 普通分配金に対し10%*(うち地方税3%)
	換金(解約)時	換金手数料 ありません
		信託財産留保額 ありません
	償還時	所得税・地方税 解約差益に対し10%*(うち地方税3%)
間接負担	保有時	信託報酬 純資産総額に対し年率0.6825%(税抜0.65%) 受益者が実質的に負担する信託報酬率は、 上記の信託報酬率にファンドが投資対象とする 投資信託証券の信託報酬率を加えたものとなり、 ファンドの実際の投資信託証券の組入状況によ つて、実質的な信託報酬率は変動します。 (参考) ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬
		投資信託証券の名称 マルチカレンシーファンド クラスB 信託報酬率(年率) 0.27%以内
	売買委託手数料など	組入有価証券の売買に係る売買委託手数料 などのファンドを運用するための費用など
	その他諸費用	純資産総額に対し年率0.1%以内

* 内国法人につきましては7%の源泉徴収となります。

解約または償還により生じた損失については、個人受益者は申告を行なうことにより、株式等譲渡益との損益通算が可能となります。買取請求に係る課税上の取扱いは、上記と異なります。詳しくは「課税上の取扱い」をご参照ください。

お申込手数料は販売会社が定めます。上記は販売会社が定めた手数料率のうち上限の率を記載しております。

売買委託手数料などには、消費税等相当額がかかります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは「課税上の取扱い」をご参照ください。

費用・税金

費用・税金

申込手数料

申込手数料

販売会社が定めるものとします。お申込手数料につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社におけるお申込手数料率は2.1%(税抜2%)が上限となっております。
- ・お申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)にお申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・<分配金再投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。
- ・償還乗換、乗換優遇に関する手数料の取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)手数料

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

信託報酬等

信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年0.6825%(税抜0.65%)の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。

なお、受益者が実質的に負担する信託報酬率は、上記の信託報酬率にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬率を加えたものとなり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況によって、実質的な信託報酬率は変動します。

(参考)ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬

投資信託証券の名称	信託報酬率(年率)
マルチカレンシーファンド クラスB	0.27%以内

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

純資産総額	信託報酬率(年率)			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	0.6825% (0.65%)	販売会社と 受託会社へ の配分を除 いたもの	0.4725% (0.45%)	0.0525% (0.05%)
100億円超 500億円以下の部分			0.5250% (0.50%)	0.0315% (0.03%)
500億円超の部分			0.5775% (0.55%)	0.0315% (0.03%)

括弧内は税抜です。

販売会社の配分は販売会社毎の純資産総額に応じて決定し、受託会社の配分はファンド全体の純資産総額に応じて決定します。

支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

その他の手数料等

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、借入金の利息および立替金の利息。

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乘じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上限として、これを変更することができます。これら諸費用は、計算期間を通じて、日々、信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

受益証券の発行および管理事務に係る費用(券面の作成、印刷、発行および交付に係る費用ならびに印紙税を含みます。)ならびに振替受益権に係る費用。

有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書(これらの訂正に係る書類を含みます。)の作成、印刷および提出に係る費用。

目論見書および仮目論見書(これらの訂正事項分を含みます。)の作成、印刷および交付に係る費用(これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)。

信託約款の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)。

運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)。

この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。

格付の取得に要する費用。

ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

課税上の取扱い

< 公募株式投資信託の税制 >

個人受益者および内国法人である受益者に対する課税については、以下のよう
な取扱いとなります。

< 個人受益者の場合 >

	平成16年1月1日から 平成20年3月31日まで	平成20年4月1日以降
収益分配金	普通分配金に対し 10%の源泉徴収（申告不要）	普通分配金に対し 20%の源泉徴収（申告不要）
解約金 償還金	個別元本超過額に対し 10%の源泉徴収（申告不要）	個別元本超過額に対し 20%の源泉徴収（申告不要）
解約損 償還損	解約損または償還損と株式等の譲渡益との損益通算可	
譲渡損益	申告分離課税（株式等の譲渡損益との損益通算可）	

確定申告を行ない、総合課税（配当控除の適用なし）を選択すること
もできます。

法人の場合、平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間は7%
(所得税のみ)、平成20年4月1日以降は15%（所得税のみ）の源泉
徴収となります。

上場株式等に限られている特定口座の利用が平成16年10月より可
能となりました。なお販売会社によって対応時期などが異なる場合が
ありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人受益者の場合

収益分配金、解約金、 償還金の取扱い

[平成16年1月1日から平成20年3月31日まで]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行ない、総合課税（配当控除の適用なし）を選択することもできます。

解約時および償還時に損失が生じた時には、確定申告を行なうことで、株式等（上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）のほか、未上場の株式投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）の譲渡益との損益通算が可能となります。また、上場株式等（公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）を含みます。以下同じ。）に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

[平成20年4月1日以降]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行ない、総合課税（配当控除の適用なし）を選択することもできます。

解約時および償還時に損失が生じた時には、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡益との損益通算が可能となります。また、上場株式等に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

買取請求の取扱い

[平成16年1月1日から平成19年12月31日まで]

公募株式投資信託を譲渡（買取請求）した場合の譲渡益は、譲渡所得等とみなされ、譲渡益に対し10%（所得税7%および地方税3%）の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

譲渡損益は、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡損益との損益通算が可能となります。また、上場株式等に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

[平成20年1月1日以降]

公募株式投資信託を譲渡（買取請求）した場合の譲渡益は、譲渡所得等とみなされ、譲渡益に対し20%（所得税15%および地方税5%）の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

譲渡損益は、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡損益との損益通算が可能となります。また、上場株式等に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

法人受益者の場合

収益分配金、解約金、 償還金の取扱い

[平成16年1月1日から平成20年3月31日まで]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、7%(所得税のみ)の税率による源泉徴収となります。なお、特別分配金は課税されません。

[平成20年4月1日以降]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15%(所得税のみ)の税率による源泉徴収となります。なお、特別分配金は課税されません。

なお、源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

益金不算入制度は適用されません。

益金不算入制度

の適用

個別元本

- 各受益者の買付時の基準価額(お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。
- 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

個別元本超過額

- 償還金・解約金を受け取る場合、1口当たりの課税前の受取金額(解約金については、信託財産留保額がある場合は、信託財産留保額を差し引いた額)が前記の1口当たりの個別元本を上回る金額をいいます。
- この個別元本超過額が所得税および地方税の課税の対象となります。

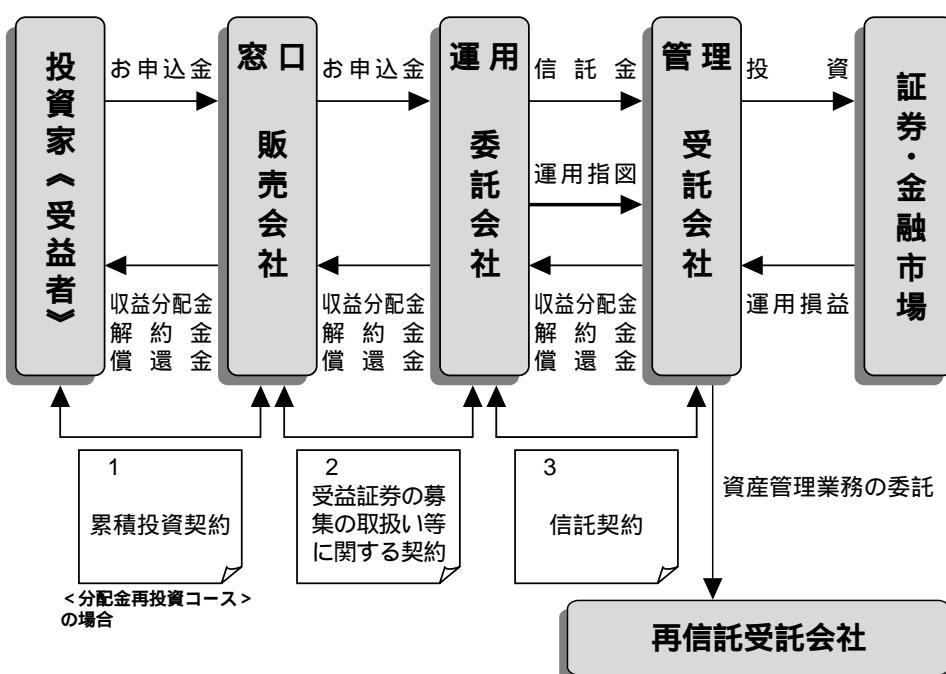
普通分配金と 特別分配金

- 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 受益者が収益分配金を受け取る際
 - 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
 - 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

ファンドの性格

ファンドの性格

ファンドの目的	投資信託証券を中心に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
ファンドの基本的性格	ファンド・オブ・ファンズ 「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「主として投資信託証券に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。
信託金限度額	・ 5 000億円を限度として信託金を追加することができます。 ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
ファンド運営の仕組み	 <p>The diagram illustrates the operational structure of a fund. It shows the flow of funds and contracts between the following entities:</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資家へ受益者 (Investor to Beneficiary): Provides "お申込金" (Application Fund) to the 窓口販売会社 (Counter Sales Company) and the 運用委託会社 (Management Entrusted Company). 窓口販売会社 (Counter Sales Company): Receives "お申込金" from the investor and provides "収益分配金・解約金・償還金" (Income Distribution Fund, Termination Fund, Repayment Fund) to the investor. 運用委託会社 (Management Entrusted Company): Receives "お申込金" from the investor and provides "信託金" (Trust Fund) to the 管理受託会社 (Management Sub-Trustee) and "運用指図" (Investment Instructions) to the 証券・金融市場 (Securities and Financial Market). 管理受託会社 (Management Sub-Trustee): Receives "信託金" from the management company and provides "投資" (Investment) to the 証券・金融市場 (Securities and Financial Market). It also receives "運用損益" (Investment Income and Loss) from the market. 証券・金融市場 (Securities and Financial Market): Receives "運用指図" from the management company and provides "投資" to the management sub-trustee. It also provides "運用損益" to the management sub-trustee. 再信託受託会社 (Sub-Trustee): Manages the "資産管理業務の委託" (Commissioned Asset Management Business) between the management sub-trustee and the securities market. <p>Below the diagram, three contracts are detailed:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 累積投資契約 (Accumulative Investment Contract): "分配金再投資コース" (Allocation Fund Reinvestment Course) in the case of "累積投資契約" (Accumulative Investment Contract). 2 受益証券の募集の取扱い等に関する契約 (Contract regarding the handling of the issuance of beneficiary securities and other matters). 3 信託契約 (Trust Contract): "資産管理業務の委託" (Commissioned Asset Management Business).

- 1 累積投資業務において取り扱う有価証券について、金銭の払込方法、有価証券の買付および保管の方法などを投資家と販売会社の間で規定したもの。基本的に収益分配金は再投資され、有価証券は販売会社において混載保管されます。「自動けいぞく投資契約」、「自動積立投資契約」などの名称が用いられることがあります。
- 2 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう受益証券の募集、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の決めの内容などが含まれています。
- 3 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。投資信託の資産運用や運営方法、委託会社と受託会社および受益者との権利義務関係、受益者の権利、募集方法の決めの内容などが含まれています。

ファンド情報

関係法人の名称 および役割

販売会社

- ・受益証券の募集および販売の取扱い
- ・解約金、収益分配金および償還金の取扱い
- ・目論見書および運用報告書の交付 など

委託会社

日興アセットマネジメント株式会社

- ・信託財産の運用指図
 - ・受益証券の発行
 - ・目論見書および運用報告書の作成 など
- ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行するため、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券は発行しません。

受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

再信託受託会社は、受託会社から当ファンドの資産管理業務の委託を受けた受託会社です。

- ・信託財産の管理・保管
- ・信託財産の計算 など

委託会社の概況

(平成18年9月末日現在)

1) 名称

日興アセットマネジメント株式会社

2) 代表者の役職氏名

取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー

3) 本店の所在の場所

東京都千代田区有楽町一丁目1番3号

4) 資本金

16,223百万円

5) 会社の沿革

昭和34年：日興證券投資信託委託株式会社として設立

昭和35年：「証券投資信託法」(当時)に基づく免許を受けて営業を開始

昭和60年：投資顧問業開始

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

6) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
株式会社 日興コーディアルグループ	東京都中央区日本橋兜町6番5号	1,128,425株	61.53%
NAMホールディングス 株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	691,700株	37.71%

管理及び運営の概要

資産管理等の概要

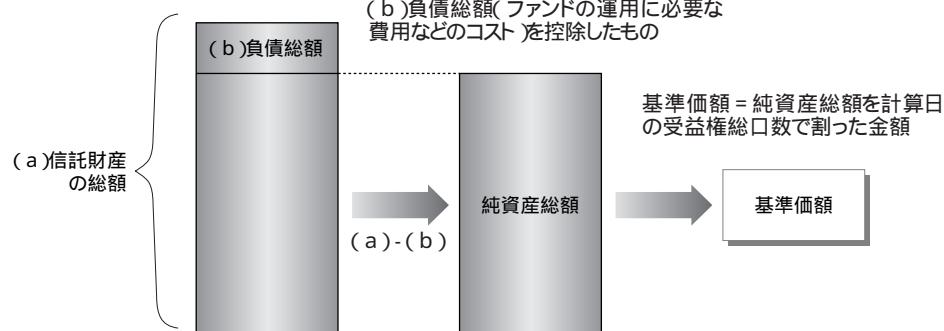
資産の評価

基準価額の算出

基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をい うします。ファンドは便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

＜基準価額算出の流れ＞

(a) 信託財産の総額 = ファンドに組み入れられている株式や公社債など全てを時価などにより評価したもの



有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

投資信託受益証券(国内籍)

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

投資信託受益証券(外国籍)

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額の 算出頻度と照会先

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

保管

＜分配金再投資コース＞

受益証券は、「自動けいぞく(累積)投資契約」などに基づき、販売会社などにおいて保護預りとさせていただきます。

＜分配金受取りコース＞

受益者は、販売会社などと取り交わす受益証券などの保護預り契約により、販売会社などに受益証券の保管を委託できます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行するため、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券は発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

計算期間

毎月13日から翌月12日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときは、その翌営業日を計算期間の末日とします。

ただし、第1計算期間は平成18年12月15日から平成19年1月12日までとします。

信託の終了他

信託の終了 (繰上償還)

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
受益者の解約により純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヶ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べることができます。
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後記「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。)
受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

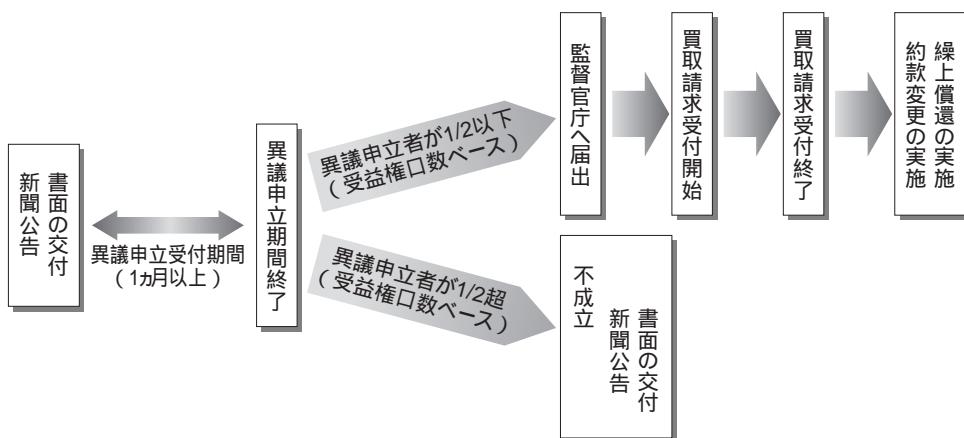
信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買取るべき旨を請求できます。

< 繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ >



償還金について

- ・ 儻還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目)から受益者に支払われます。
- ・ 儻還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

委託会社は、年2回(4月、10月)および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

販売会社との受益証券の募集の取扱い等に関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- ・収益分配金・償還金受領権
- ・解約請求権
- ・帳簿閲覧権

その他の情報

内国投資信託受益 証券事務の概要

名義書換

- ・受益証券は原則として無記名式です。
- ・ただし、委託会社の指定する手続きにより、記名式に変更することもできます。この場合、委託会社は受益者の名簿を作成します。
- ・名義書換手数料はありません。
- ・名義書換の手続きは毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

受益者に対する特典

該当事項はありません。

譲渡制限の内容

- ・譲渡制限はありません。
- ・ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益証券の再発行

- ・無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。
- ・記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。
- ・受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、委託会社は受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記受益証券の再交付の手続きを準用します。
- ・受益証券を再交付するときは、委託会社は受益者に対し実費を請求することができます。

(注)ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替受益権となるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

<受益権の譲渡>

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前述の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

< 受益権の譲渡の対抗要件 >

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

< 受益権の再分割 >

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

< 償還金 >

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。)に支払います。

< 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて >

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

その他

内国投資信託

受益証券の形態等

・無記名式の追加型証券投資信託受益証券です。

・格付は取得しておりません。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

発行価額の総額 (設定総額)

< 初当申込期間 > 500億円を上限とします。

< 継続申込期間 > 5兆円を上限とします。

払込期日および 払込取扱場所

< 初当申込期間 > 取得申込者は、お申込期間中にお申込金額を販売会社に支払うものとします。

・お申込期間における発行価額の総額(設定総額)は、設定日に販売会社より委託会社の口座に払い込まれます。

・委託会社は、発行価額の総額(設定総額)を、設定日に受託会社のファンドの口座に振り込みます。

継続申込期間

< 継続申込期間 > 取得申込者は、お申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。

・お申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、追加設定を行なう日に販売会社より委託会社の口座に払い込まれます。

・委託会社は、発行価額の総額(設定総額)を、追加設定を行なう日に受託会社のファンドの口座に振り込みます。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行するため、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額(設定総額)は、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社のファンドの口座に払い込まれます。

振替機関に関する事項

該当事項はありません。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行します。その場合の振替機関は下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

<振替受益権について>

- ・ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行するため、社振法の規定の適用を受け、上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。
- ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還などがコンピュータシステム上の帳簿(振替口座簿)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約などにおける決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

<既発行受益証券の振替受益権化について>

- ・委託会社は、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、ファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもの、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。
- ・振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社などに当該申請の手続きを委任することができます。
- ・ファンドのすべての受益権は、投資信託振替制度へ移行するため、受益者は受益証券を保護預り契約にしたがって販売会社などの保護預りとするものとし、受益証券の引出しの請求は行なわないものとします。

有価証券届出書(有価証券届出書の訂正届出書を含みます。)の写しを縦覧に供する場所

ファンドの詳細情報の項目

該当事項はありません。

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

第1 【ファンドの沿革】

第2 【手続等】

- 1 【申込(販売)手続等】
- 2 【換金(解約)手続等】

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

- (1)【資産の評価】
- (2)【保管】
- (3)【信託期間】
- (4)【計算期間】
- (5)【その他】

2 【受益者の権利等】

第4 【ファンドの経理状況】

1 【財務諸表】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益及び剰余金計算書】
- (3)【注記表】
- (4)【附属明細表】

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

第5 【設定及び解約の実績】

ファンドの運用状況

該当事項はありません。

財務ハイライト情報

- ・ファンドの運用は、平成18年12月15日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。
- ・ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人により行なわれ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、特定計算期間毎に作成する有価証券報告書に記載されます。
- ・委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

約款

追加型証券投資信託

世界のサイフ

そ の 他

<追加型証券投資信託 世界のサイフ>

運 用 の 基 本 方 針

約款第22条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

運 用 方 法

(1) 投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、以下の投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

ケイマン籍円建外国投資信託 マルチカレンシーファンド クラスB 受益証券

証券投資信託 マネー・マーケット・マザーファンド 受益証券

投資信託証券の合計組入率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向等によっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運 用 制 限

(1) 上記投資信託証券、短期社債等（社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社債法」といいます。以下同じ。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2) 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3) 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託業者または販売会社による自己設定が行われる場合も含みます。）が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。

(4) 外貨建資産への直接投資は行ないません。

収 益 分 配 方 針

第1計算期は収益分配を行ないません。第2計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指します。

留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

そ の 他

そ の 他

追加型証券投資信託 世界のサイフ 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人を除く））を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、信託財産を害するおそれがないと認められる場合に行なうものとします。この場合、信託財産を害するおそれがないと認められる場合とは、利害関係人に対する業務の委託に係る条件が市場水準等に照らし公正と認められる条件である場合をいいます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成28年10月12日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。
<平成19年1月4日以降、第5条は以下の通り変更されます。>

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。

(当時の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<平成19年1月4日以降、第6条は以下の通り変更されます。>

(当時の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第3条第1項による受益権については500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(追加日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する受益証券を発行します。この場合の受

そ の 他

益証券は、原則として収益分配金交付票付の無記名式とします。

委託者が発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、5,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の16種類とします。

前項に定めるもののほか、委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行することができます。

この信託の全ての受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、この信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

この信託の全ての受益権は、社振法に基づく投資信託振替制度へ移行するため、受益者は受益証券を保護預り契約にしたがって委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関の保護預りとするものとし、受益証券の引き出しの請求は行なわないものとします。

<平成19年1月4日以降、第10条は以下の通り変更されます。>

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託の全ての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第11条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

<平成19年1月4日以降、第11条は以下の通り変更されます。>

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益証券の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、第10条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができます。ただし、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第10条の規定により発行される受益証券の取得申込者は、社振法に基づく投資信託振替制度への移行の取り扱いを規定した別に定める保護預り約款および当該投資信託振替制度に移行した振替受益権の管理について定めた投資信託受益権振替決済口座管理約款にしたがって委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関と契約を結んだものに限るものとします。

前項の規定にかかわらず、取得申込日が英國証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、受益証券の取得の申込に応じないものとします。ただし、第39条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

第1項の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料は、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヶ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の1口当たりの受益証券の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

<平成19年1月4日以降、第12条は以下の通り変更されます。>

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第1項の規定にかかわらず、取得申込日が英國証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第39条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の1口当りの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付け

そ の 他

た取得申込の受付を取り消すことができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第33条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

<平成19年1月4日以降、第13条は以下の通り変更されます。>

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第14条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

<平成19年1月4日以降、第14条は以下の通り変更されます。>

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第15条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

<平成19年1月4日以降、第15条は削除されます。>

(無記名式の受益証券の再交付)

第15条 (削除)

(記名式の受益証券の再交付)

第16条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

<平成19年1月4日以降、第16条は削除されます。>

(記名式の受益証券の再交付)

第16条 (削除)

(毀損した場合等の再交付)

第17条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

<平成19年1月4日以降、第17条は削除されます。>

(毀損した場合等の再交付)

第17条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第18条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

<平成19年1月4日以降、第18条は削除されます。>

(受益証券の再交付の費用)

第18条 (削除)

そ の 他

(投資の対象とする資産の種類)

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形
4. 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限ります。）の受益権

この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第20条 委託者は、信託金を、主として次の外国投資信託および日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。

1. ケイマン籍円建外国投資信託 マルチカレンシーファンド クラスB
2. 証券投資信託 マネー・マーケット・マザーファンド
3. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第21条 受託者は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）、第24条第2項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条ならびに第20条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託財産を害するおそれがないと認められる取引として行なうことができます。

前項に定める信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。

1. 取引所価格（気配値等を含みます。）等の適正な価格による取引であること
2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること
3. 前2号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること

前2項の取扱いは、第23条、第28条および第29条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

前項の規定にかかわらず、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託業者または販売会社による自己設定が行われる場合も含みます。）が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。

(信託業務の委託)

第24条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産の保管および処分ならびにこれに付随する業

そ の 他

務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むものおよびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

受託者は、前項のうち信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確實に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

(混戻寄託)

第26条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混戻寄託することができるものとします。

(信託財産の表示および記載の省略)

第27条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第28条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第29条 委託者は、前条の規定による一部解約金の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金および有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券または金融商品等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

そ の 他

(受託者による資金の立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎月13日から翌月12日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成18年12月15日から平成19年1月12日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益証券の発行および管理事務に係る費用（券面の作成、印刷、発行および交付に係る費用ならびに印紙税を含みます。）ならびに振替受益権に係る費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
4. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. 格付の取得に要する費用
8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にも見直すことができるものとします。

前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第33条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、第36条第2項に規定する信託報酬の支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するものとします。

(信託報酬等の額)

第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の65の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第37条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1計算期末には、収益の分配は行いません。

1.分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2.売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第38条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第39条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

<平成19年1月4日以降、第38条は以下の通り変更されます。>

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第38条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第39条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第39条 収益分配金は、第1計算期を除く毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に支払います。この場合、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとします。ただし、第42条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとし

ます。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盜用その他の事情があつても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

<平成19年1月4日以降、第39条は以下の通り変更されます。>

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第39条 収益分配金は、第1計算期を除く毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第42条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

一部解約金は、第42条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(受益証券の保護預り等)

第40条 委託者の指定する登録金融機関は、原則として、当該登録金融機関の自らの募集にかかる受益証券を別に定める契約または保護預り契約に基づき混載保管するものとします。

委託者の指定する証券会社は、原則として、第10条の規定により発行された受益証券（前項に掲げる受益証券を除きます。）を別に定める契約または保護預り契約に基づき混載保管するものとします。

<平成19年1月4日以降、第40条は削除されます。>

(受益証券の保護預り等)

第40条（削除）

(収益分配金および償還金の時効)

第41条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第39条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第42条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が英國証券取引所の休業日、ニューヨーク証

そ の 他

券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、受益証券の一部解約の実行を受け付けないものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第43条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

<平成19年1月4日以降、第42条は以下の通り変更されます。>

（一部解約）

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確定なこの信託の受益証券をもって行なうものとします。

前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が英國証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第43条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

<平成19年1月4日以降、第42条の2は追加されます。>

（質権口記載または記録の受益権の取扱）

第42条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第43条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託

を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約を行ないません。

委託者は、この信託契約の解約を行なわないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがうものとします。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任に伴なう取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第48条の規定にしたがい新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更を行ないません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

そ の 他

（反対者の買取請求権）

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

＜平成19年1月4日以降、第49条は以下の通り変更されます。＞

（反対者の買取請求権）

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（信託期間の延長）

第50条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（公告）

第51条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

そ の 他

附 則

第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

<平成19年1月4日以降、附則第1条は以下の通り変更されます。>

第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

<平成19年1月4日以降、附則第2条は以下の通り変更されます。>

第2条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

<平成19年1月4日以降、附則第3条は追加されます。>

第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条および第13条から第18条までの規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成18年12月15日

東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

そ
の
他

用語集

投資信託の基本的な用語を簡潔にまとめたもので、特定のファンドの解説を目的としたものではありません。

あ

委託会社	運用会社のことをいいます。
運用報告書	期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを、受益者に説明する報告書のことをいいます。委託会社が作成し、販売会社からお届けします。
解約価額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額のことをいいます。
解約請求	ファンドの換金方法の一つです。受益者が販売会社を通じて運用会社に信託財産の一部の解約を請求する方法です。解約価額で行なわれます。
格付	格付の対象となる債券に対して、約束通りに途中の利息および満期(償還)時の元金が支払われる確実性(信用度)を、利害関係のない第三者(格付機関)が判断(評価)し、投資家に提供する情報のことです。
基準価額	純資産総額を受益権総口数で割った金額をいいます。一口当たり、いくらの価値があるかをあらわしています。

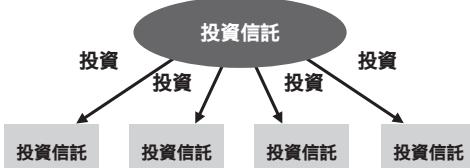
繰上償還	信託期間が設定されている、あるいは無期限の投資信託でも、受益権の口数が信託約款に定められた一定の口数を下回るなど運用を続けることが困難である場合、ファンドの運用を終了することが受益者のため有利であると委託会社が認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときに、信託期間を繰り上げて運用を終了させることをいいます。
個別元本	投資信託の課税上の元本に相当する金額。各受益者毎の購入時の取得価額が個別元本となります。同一銘柄を複数回購入した場合は、加重平均された価額となります。
個別元本方式	税金の計算を各受益者毎の取得元本(個別元本)をもとに行なう方式のことをいいます。

さ

自動けいぞく投資	販売会社と受益者との契約により、税引き後の収益分配金を無手数料で自動的に再投資することをいいます。なお、販売会社により取扱いできない場合や一部異なる場合があります。
収益分配	ファンドの決算期に、運用の結果あげられた収益などを保有口数に応じて受益者に分配することをいいます。
受益者	ファンドを購入した「投資家」のことをいいます。
信託財産の総額	信託財産の資産を時価で評価した金額をいいます。
純資産総額	信託財産の資産を時価で評価した金額(信託財産の総額)から負債総額を控除したものをいいます。
償還	ファンドの運用終了とともに、受益者に金銭を返還することをいいます。償還金は原則として償還日から起算して5営業日目から支払われます。
信託期間	ファンドの運用が終了するまでの期間のことをいいます。
信託財産	多くの投資家(受益者)から集められたお金で、ファンドが運用している資産のことをいいます。

そ の 他

その他の

信託財産留保額	投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に留保する金額をいいます。
信託報酬	ファンドの運用や管理の対価として、委託会社、受託会社、販売会社が信託財産の中から受け取る報酬のことをいいます。原則として日々ファンドから差し引かれます。
デュレーション	金利がある一定の割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するかを示す指標です。即ちこの値が大きいほど金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。
投資信託	多くの投資家から集めた資金を運用会社が運用する金融商品のことをいいます。投資信託は、値動きのある有価証券(外貨建証券には為替変動リスクもあります。)などに投資するので元金が保証されているものではありません。
投資信託説明書	目論見書の別称です。
ファンド・オブ・ファンズ	投資信託に投資する投資信託のことをいいます。 
ファンドマネージャー	ファンドの運用担当者(金融資産を運用する専門家)のことをいいます。
分散投資	投資家から集めた資金を複数の投資対象(有価証券の種類、地域など)に分散して投資することにより、リスクを軽減させることをいいます。
ポートフォリオ	株式や債券など、複数の資産や銘柄の組み合わせ、あるいはそうした資産構成をいいます。
目論見書	ファンドの内容、信託約款の内容、運用方法など、ご購入を検討する際に必要な情報が記載されています。取得のお申込みを行なう場合には、目論見書をあらかじめまたは同時に渡しますので、必ずお受取りのうえ、内容をご確認願います。目論見書には、投資家に必ず交付しなければならない交付目論見書と投資家の請求により交付しなければならない請求目論見書があります。
約款	正式には「信託約款」といいます。法律で定められている記載事項に従い、ファンドの具体的な運営や管理などの詳細について基本的な仕組みを規定したものです。委託会社と受託会社はこの信託約款に基づいて信託契約を締結しています。
リスクとリターン	投資によって得られる収益率をリターンといい、その収益率の不確実性をリスクといいます。一般的にリスクが高いとリターンは高く、リスクが低いとリターンは低くなります。

さ

た

は

ま

や

ら

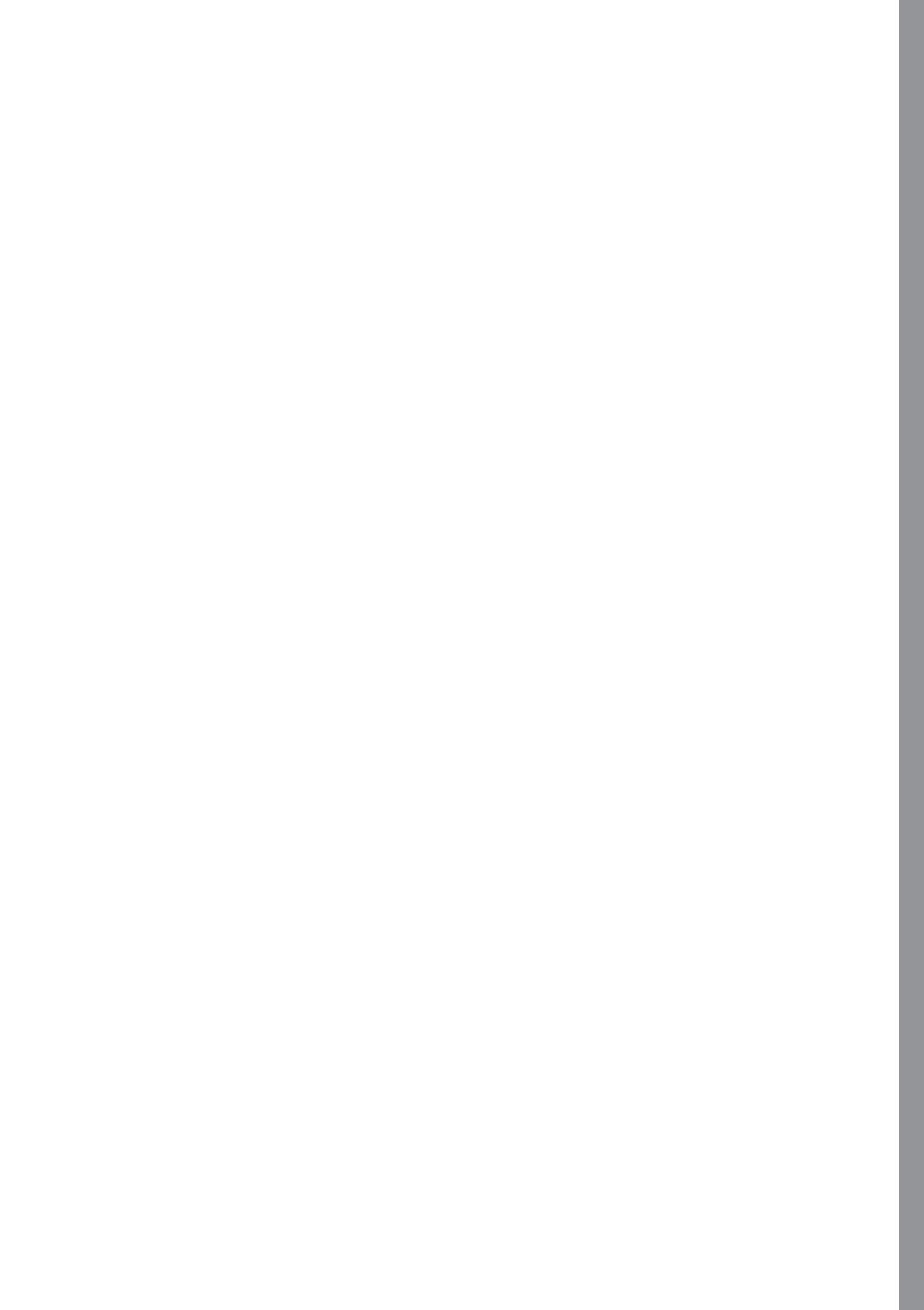
その他

世界のサイフ

*Sekai no
Saifu*

R100
古紙パルプ配合率100%
再生紙を使用しています





世界のサイフ

*Sekai no
Saifu*

ファンド・オブ・ファンズ／自動けいぞく投資適用

設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は証券取引法第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。

1. この目論見書により行なう「世界のサイフ」の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年11月15日に、また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年11月22日に関東財務局長に提出しており、平成18年12月1日にその効力が発生しております。
2. 「世界のサイフ」は、主に投資信託証券に投資を行ない、投資対象とする投資信託証券は、主に債券など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

- 目 次 -

	頁
第1 【ファンドの沿革】	1
第2 【手続等】	1
1 【申込（販売）手続等】	
2 【換金（解約）手続等】	
第3 【管理及び運営】	4
1 【資産管理等の概要】	
(1)【資産の評価】	
(2)【保管】	
(3)【信託期間】	
(4)【計算期間】	
(5)【その他】	
2 【受益者の権利等】	
第4 【ファンドの経理状況】	7
第5 【設定及び解約の実績】	7

第1【ファンドの沿革】

平成18年12月15日 ファンドの信託契約締結、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（1）取得の申込み

- ・取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行なうものとします。
- ・原則として、午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- ・証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得のお申込みの受付を取り消すことがあります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行するため、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社などは、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加設定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加設定により生じた受益権については追加設定のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（2）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

英国証券取引所の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行休業日

ニューヨークの銀行休業日

（3）申込単位

申込単位につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（半休日となる場合は午前9時～正午）

(4) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース>と<分配金受取りコース>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<分配金再投資コース>

- ・お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく（累積）投資契約」を結んでいただきます。なお、販売会社によっては、別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。
- ・受益証券は、すべて保護預りとなります。
- ・収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、収益分配金を定期的に受け取るための「定期引出契約」を結ぶことができる場合があります。

<分配金受取りコース>

保護預りに関する契約を結んでいただくことにより、販売会社などに受益証券の保管を委託することができます。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行するため、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

(5) 申込金額

- ・取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- ・お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(6) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりで、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められます。

(7) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、受益証券の取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりで、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

（1）換金の請求

- ・原則として、いつでも換金が可能です。
- ・原則として、午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（2）換金請求不可日

販売会社の営業日であっても、換金請求日が下記のいずれかに該当する場合は、換金の請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

英国証券取引所の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行休業日

ニューヨークの銀行休業日

（3）換金制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行するため、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

<解約請求による換金>

（1）換金単位

<分配金再投資コース> 1口単位

<分配金受取りコース> 1口単位

販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（2）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

（3）手取額

1口当たりのお手取額は、解約価額から所得税および地方税（当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し10%（内国法人は所得税のみの7%））を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

（4）支払開始日

お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(5) 受付中止

- ・委託会社は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ファンドは便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託受益証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

投資信託受益証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額の算出頻度と照会先

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（半休日となる場合は午前9時～正午）

(2)【保管】

<分配金再投資コース>

受益証券は、「自動けいぞく（累積）投資契約」などに基づき、販売会社などにおいて保護預りとさせていただきます。

<分配金受取りコース>

受益者は、販売会社などと取り交わす受益証券などの保護預り契約により、販売会社などに受益証券の保管を委託できます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行するため、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3)【信託期間】

平成 28 年 10 月 12 日までとします（平成 18 年 12 月 15 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

毎月 13 日から翌月 12 日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とします。

ただし、第 1 計算期間は平成 18 年 12 月 15 日から平成 19 年 1 月 12 日までとします。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により純資産総額が 10 億円を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1 カ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後記「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
- 二) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日目）から受益者に支払われます。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

運用報告書の作成

委託会社は、年 2 回（4 月、10 月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

関係法人との契約について

販売会社との受益証券の募集の取扱い等に関する契約の有効期間は契約日より 1 年間とします。ただし、期間満了の 3 カ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。

2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、所有する受益証券の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から 5 年間、償還金については支払開始日から 10 年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、受益証券の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(注) ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行するため、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して 5 営業日目からお支払いします。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。<分配金再投資コース>の場合は、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

第 4 【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの運用は、平成 18 年 12 月 15 日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。
- (2) ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人により行なわれ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、特定計算期間毎に作成する有価証券報告書に記載されます。
- (3) 委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

第 5 【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。



日興AM MOBILE

携帯電話サイトアドレス◀
<http://nkam.jp/>



nikko am
QRコード

本書は「交付目論見書（訂正事項分）」
と「請求目論見書（訂正事項分）」を
合冊しております。

世界のサイフ

投資信託説明書（交付目論見書）（訂正事項分）

「世界のサイフ 投資信託説明書（交付目論見書） 2006.12.1」（以下「交付目論見書」といいます。）につきまして、平成19年7月12日付で有価証券報告書および有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴ない、交付目論見書の記載事項を訂正させていただきます。

ご投資家の皆様におかれましては、お手数ではございますが交付目論見書の下記の該当部分をこの冊子に従い読み替えて下さいよう、お願い申しあげます。

<訂正箇所>

特色

ファンドの特色 7 頁

費用・税金

手数料等及び税金 18 頁

ファンド情報

ファンドの性格 24 頁

管理及び運営の概要 26 頁

運用

ファンドの運用状況 33 頁

財務ハイライト情報 33 頁

その他

約款 34 頁

1. この目論見書により行なう「世界のサイフ」の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年11月15日に、また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年11月22日に関東財務局長に提出しており、平成18年12月1日にその効力が発生しております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年3月30日、4月26日、6月22日および7月12日に関東財務局長に提出しております。
2. 当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
3. 「世界のサイフ」は、主に投資信託証券に投資を行ない、投資対象とする投資信託証券は、主に債券など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

2007年7月13日

日興アセットマネジメント

金融商品取引法等の施行について

証券取引法等の一部を改正する法律が平成 18 年 6 月 14 日に公布されておりますが、その主たる部分は当該公布の日から 1 年 6 ヶ月を超えない範囲内において政令で指定する日から施行され、証券取引法は題名を金融商品取引法と改められ、規定の変更も行なわれます。

金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律等の施行により、信託約款の規定等の変更を行なっていきますが、この変更により商品性の同一性が失われるものではなく、また、記載内容に実質的な変更が生じるものではありません。

なお、金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される法令諸規則の施行後であっても、証券取引法等に関連する規定に関する記載は、特段の記載がない場合は金融商品取引法等の施行前の旧法令諸規則の規定に関する記載としてお読みください。

[参考] 予定されている約款変更の内容

信託約款の変更により、修正される主な用語等は以下の通りです。

施行前	施行後
証券取引法	金融商品取引法
証券取引所	金融商品取引所
委託者の認可	委託者の登録
投資信託及び投資法人に関する法律 第 2 条第 13 項	投資信託及び投資法人に関する法律 第 2 条第 8 項

特 色

ファンドの特色

〔7頁〕

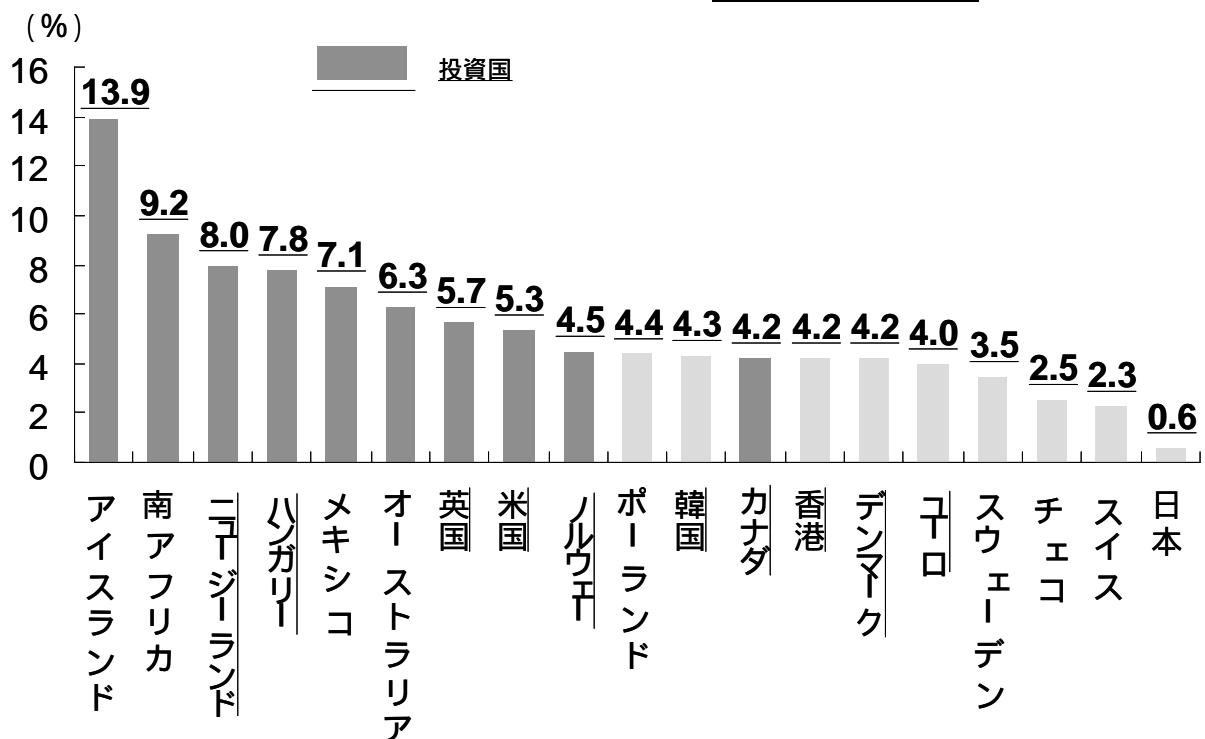
1 原則として高金利の10通貨を選定し、当該通貨建ての短期債券などに投資します。

(略)

原則として相対的に高金利の10通貨に均等分散投資します。

(略)

＜投資対象通貨となる主な国・地域の短期（3ヶ月）金利＞



(2007年4月末現在)

上記グラフは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

上記の投資国は、ケイマン籍円建外国投資信託「マルチカレンシーファンド クラスB」の投資国です。

(出所：信頼できると判断した情報をもとに日興アセットマネジメントが作成)

費 用・税 金

手数料等及び税金〔18頁〕

受益者が、お申込みから換金（解約）までに直接、間接にご負担していただく主な費用・税金は以下の通りです。

詳しくは、次頁以降の「申込手数料」から「課税上の取扱い」の各項目をご参照ください。

下記の税率は、平成16年1月1日から平成21年3月31日までの間に適用されるものです。

(略)

信託報酬等

信託報酬の配分

[19 頁]

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

純資産総額	信託報酬率(年率)			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	0.6825% (0.65%)	販売会社と 受託会社へ の配分を除 いたもの	0.4725% (0.45%)	0.0525% (0.05%)
100億円超 200億円以下の部分			0.5250% (0.50%)	0.0315% (0.03%)
200億円超の部分			0.5775% (0.55%)	0.0315% (0.03%)

(略)

その他の手数料等

[20 頁]

(略)

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率 0.1%を上限として、これを変更することができます。これら諸費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上し、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

(略)

課税上の取扱い

[21 頁]

< 公募株式投資信託の税制 >

個人受益者および内国法人である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

< 個人受益者の場合 >

	平成 16 年 1 月 1 日から 平成 21 年 3 月 31 日まで	平成 21 年 4 月 1 日以降
収益分配金	普通分配金に対し 10%の源泉徴収（申告不要）	普通分配金に対し 20%の源泉徴収（申告不要）
解約金 償還金	個別元本超過額に対し 10%の源泉徴収（申告不要）	個別元本超過額に対し 20%の源泉徴収（申告不要）
解約損 償還損	解約損または償還損と株式等の譲渡益との損益通算可	
譲渡損益	申告分離課税（株式等の譲渡損益との損益通算可）	

確定申告を行ない、総合課税（配当控除の適用なし）を選択することもできます。

法人の場合、平成 16 年 1 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間は 7%（所得税のみ）平成 21 年 4 月 1 日以降は 15%（所得税のみ）の源泉徴収となります。

上場株式等に限られている特定口座の利用が平成 16 年 10 月より可能となりました。なお販売会社によって対応時期などが異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人受益者の場合 収益分配金、解約金 償還金の取扱い	[平成 16 年 1 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで] (略) [平成 21 年 4 月 1 日以降] (略)
買取請求の取扱い	[平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日まで] (略) [平成 21 年 1 月 1 日以降] (略)
法人受益者の場合 収益分配金、解約金 償還金の取扱い	[平成 16 年 1 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで] (略) [平成 21 年 4 月 1 日以降] (略)

(以下 略)

ファンド情報

ファンドの性格

関係法人の名称 および役割

委託会社の概況 (平成 19 年 5 月末日現在)	1) ~ 3) (略)
	4) 資本金 16,287 百万円
	5) (略)
	6) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社 日興コーディアルグループ	(略)	112,842,500 株	61.31%
NAMホールディングス 株式会社	(略)	69,170,000 株	37.58%

管理及び運営の概要

信託の終了他

信託の終了 (繰上償還)	4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後記「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。 ~ (略) 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したとき または業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。) なお、金融商品取引法等が施行された場合には、認可を登録と 読み替えます。 (略)
-------------------	---

運用

ファンドの運用状況〔33頁〕

以下の内容に更新・追加します。

<更新・追加>

以下の運用状況は平成19年4月27日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価(千円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	6,787,280	99.31
ケイマン諸島	6,787,280	99.31
親投資信託受益証券	3,753	0.05
日本	3,753	0.05
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	43,743	0.64
純資産総額	6,834,776	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

<投資信託受益証券>

発行地	銘柄名	保有数量 (口)	簿価(円)		評価額(円)		投資比率 (%)
			単価	金額	単価	金額	
ケイマン諸島	マルチカレンシーファンド クラスB	6,367,054,869	1.0544	6,713,735,027	1.0660	6,787,280,490	99.31

<親投資信託受益証券>

発行地	銘柄名	保有数量 (口)	簿価(円)		評価額(円)		投資比率 (%)
			単価	金額	単価	金額	
日本	マネー・マーケット・マザーファンド	3,742,163	1.0026	3,751,892	1.0029	3,753,015	0.05

口 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.31
親投資信託受益証券	0.05
合計	99.36

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

期別	1 口当たりの純資産額 (円)		純資産総額 (百万円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
設定時 (2006 年 12 月 15 日)	1.0000	1.0000	2,748	2,748
第 1 特定期間末 (2007 年 04 月 12 日)	1.0368	1.0518	4,674	4,732

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した額です。

	1 口当たりの純資産額 (円)	純資産総額 (百万円)
2006 年 12 月末日	1.0094	3,298
2007 年 01 月末日	1.0214	3,647
2007 年 02 月末日	1.0149	3,686
2007 年 03 月末日	1.0167	3,708
2007 年 04 月末日	1.0499	6,834

分配の推移

	1 口当たり税込み分配金 (円)
第 1 特定期間	0.0150

収益率の推移

	収益率 (%)
第 1 特定期間	5.18

(注) 収益率は、特定期間末の基準価額 (分配付の額) から設定時の基準価額を控除し、設定時の基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

(参考) マネー・マーケット・マザーファンド

以下の運用状況は平成 19 年 4 月 27 日現在です。

・ 投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
現先取引勘定	79,944	85.04
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	14,063	14.96
純資産総額	94,007	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの

該当事項はありません。

財務ハイライト情報 [33 頁]

以下の内容に更新・追加します。

<更新・追加>

- (1) 以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- (2) 「財務諸表」については、あらた監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

世界のサイフ

<貸借対照表>

(単位:円)

科 目	期 別	当 期	
		注記 番号	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン			625, 286, 167
投資信託受益証券			4, 639, 735, 027
親投資信託受益証券			3, 751, 892
流動資産合計			5, 268, 773, 086
資産合計			5, 268, 773, 086
負債の部			
流動負債			
未払金			570, 000, 000
未払収益分配金			22, 541, 764
未払受託者報酬			166, 868
未払委託者報酬			2, 002, 546
その他未払費用			20, 015
流動負債合計			594, 731, 193
負債合計			594, 731, 193
純資産の部			
元本等			
元本			4, 508, 352, 854
剰余金			
期末剰余金			165, 689, 039
(うち分配準備積立金)			(128, 401, 171)
剰余金合計			165, 689, 039
元本等合計			4, 674, 041, 893
純資産合計			4, 674, 041, 893
負債・純資産合計			5, 268, 773, 086

<損益及び剩余金計算書>

(単位:円)

科 目	期 別	当 期	
		注記 番号	金 額
営業収益			
受取配当金			86,715,146
受取利息			151,242
有価証券売買等損益			106,415,279
営業収益合計			193,281,667
営業費用			
受託者報酬			602,113
委託者報酬			7,225,853
その他費用			72,223
営業費用合計			7,900,189
営業利益金額			185,381,478
経常利益金額			185,381,478
当期純利益金額			185,381,478
当期一部解約に伴う当期純損失金額分配額			3,786,743
期首剩余金			-
剩余金増加額			37,630,147
(当期一部解約に伴う剩余金増加額)			(-)
(当期追加信託に伴う剩余金増加額)			(37,630,147)
剩余金減少額			2,747,144
(当期一部解約に伴う剩余金減少額)			(2,747,144)
(当期追加信託に伴う剩余金減少額)			(-)
分配金			58,362,185
期末剩余金			165,689,039

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

項 目	期 別	当 期
		自 平成18年12月15日 至 平成19年4月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準		受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。

そ の 他

約款〔34頁〕

約款変更実施日 平成19年7月13日

追加型証券投資信託 世界のサイフ 約款

第35条

約款の新旧対照表

新	旧
(信託事務等の諸費用) 第35条 ～（略） 前項の場合において、第2項に定める諸費用として みなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に 規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を 乗じて得た額とし、第33条に規定する計算期間を通じ て毎日計上され、 <u>委託者が定めた時期に信託財産中か ら支弁するものとします。</u>	(信託事務等の諸費用) 第35条 ～（同左） 前項の場合において、第2項に定める諸費用として みなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に 規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を 乗じて得た額とし、第33条に規定する計算期間を通じ て毎日計上され、 <u>第36条第2項に規定する信託報酬の 支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するものとし ます。</u>

（参考）金融商品取引法等の施行に伴う信託約款の変更内容について

金融商品取引法ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律が施行された場合には、信託約款中の（委託者の認可取消等に伴う取扱い）の規定につきましては、規定していた法令が投資信託及び投資法人に関する法律から金融商品取引法に変更となる部分を含みますので、以下の通りお読み替えてください。（下線部は変更部分を示します。）

追加型証券投資信託 世界のサイフ 約款

第45条

約款の新旧対照表

新	旧
(委託者の登録取消等に伴う取扱い) 第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。	(委託者の認可取消等に伴う取扱い) 第45条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

世界のサイフ

投資信託説明書（請求目論見書）（訂正事項分）

「世界のサイフ 投資信託説明書（請求目論見書）2006.12.1」（以下「請求目論見書」といいます。）につきまして、平成19年7月12日付で有価証券報告書および有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴ない、請求目論見書の記載事項を訂正させていただきます。

ご投資家の皆様におかれましては、お手数ではございますが請求目論見書の下記の該当部分をこの冊子に従い読み替えて下さいますよう、お願い申しあげます。

<訂正箇所>

第3【管理及び運営】	4頁
第4【ファンドの経理状況】	7頁
第5【設定及び解約の実績】	7頁

1. この目論見書により行なう「世界のサイフ」の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年11月15日に、また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年11月22日に関東財務局長に提出しており、平成18年12月1日にその効力が発生しております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年3月30日、4月26日、6月22日および7月12日に関東財務局長に提出しております。
2. 「世界のサイフ」は、主に投資信託証券に投資を行ない、投資対象とする投資信託証券は、主に債券など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

2007年7月13日

日興アセットマネジメント

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）〔5頁〕

- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後記「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ)～ロ) (略)
- ハ) 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）

なお、金融商品取引法等が施行された場合には、認可を登録と読み替えます。

ニ) (略)

第4【ファンドの経理状況】〔7頁〕

以下の内容に更新・追加します。

<更新・追加>

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドの第1期計算期間は信託約款の規定に基づき、平成18年12月15日から平成19年1月12日までとなっております。そのため、当特定期間は平成18年12月15日から平成19年4月12日までであります。
- (4) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、平成18年12月15日から平成19年4月12日までの特定期間の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成19年5月22日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

佐藤
X

業務執行社員 公認会計士

鳥飼裕一
X

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界のサイフの平成18年12月15日から平成19年4月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界のサイフの平成19年4月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

科 目	期 別	当 期	期 別	当 期
資産の部	注記番号	平成19年4月12日現在	注記番号	自 平成18年12月15日 至 平成19年4月12日
流動資産				
コール・ローン		625,286,167	受取配当金	86,715,146
投資信託受益証券		4,639,735,027	受取利息	151,242
親投資信託受益証券		3,751,892	有価証券売買等損益	106,415,279
流動資産合計		5,268,773,086	営業収益合計	193,281,667
資産合計		5,268,773,086	営業費用	
負債の部			受託者報酬	602,113
流動負債			委託者報酬	7,225,853
未払金		570,000,000	その他費用	72,223
未払収益分配金		22,541,764	営業費用合計	7,900,189
未払受託者報酬		166,868	営業利益金額	185,381,478
未払委託者報酬		2,002,546	経常利益金額	185,381,478
その他未払費用		20,015	当期純利益金額	185,381,478
流動負債合計		594,731,193	当期一部解約に伴う当期純損失金額分配額	3,786,743
負債合計		594,731,193	期首剰余金	-
純資産の部			剰余金増加額	37,630,147
元本等			(当期一部解約に伴う剰余金増加額)	(-)
元本		4,508,352,854	(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(37,630,147)
剰余金			剰余金減少額	2,747,144
期末剰余金		165,689,039	(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(2,747,144)
(うち分配準備積立金)		(128,401,171)	(当期追加信託に伴う剰余金減少額)	(-)
剰余金合計		165,689,039	分配金	58,362,185
元本等合計		4,674,041,893	期末剰余金	165,689,039
純資産合計		4,674,041,893	負債・純資産合計	5,268,773,086

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

科 目	期 別	当 期	期 別	当 期
営業収益	注記番号			
受取配当金		86,715,146	受取利息	151,242
有価証券売買等損益			有価証券売買等損益	106,415,279
営業収益合計		193,281,667	営業収益合計	193,281,667
営業費用			受託者報酬	602,113
委託者報酬			委託者報酬	7,225,853
その他費用			その他費用	72,223
営業費用合計			営業費用合計	7,900,189
営業利益金額			営業利益金額	185,381,478
経常利益金額			経常利益金額	185,381,478
当期純利益金額			当期純利益金額	185,381,478
当期一部解約に伴う当期純損失金額分配額			当期一部解約に伴う当期純損失金額分配額	3,786,743
期首剰余金			期首剰余金	-
剰余金増加額			剰余金増加額	37,630,147
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)			(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(37,630,147)
剰余金減少額			剰余金減少額	2,747,144
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)			(当期追加信託に伴う剰余金減少額)	(2,747,144)
分配金			分配金	58,362,185
期末剰余金			期末剰余金	165,689,039
負債・純資産合計			負債・純資産合計	5,268,773,086

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別	当期 自 平成18年12月15日 至 平成19年4月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券	移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準		受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日ににおいて、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

当期 自 平成18年12月15日 至 平成19年4月12日	分配金の計算過程	当期 自 平成18年12月15日 至 平成19年4月12日
1. 有価証券の評価基準の規定に基づき、第1計算期(平成18年12月15日から平成19年1月12日まで)は収益分配を行いません。		
自平成19年1月13日至平成19年2月13日		
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	20,200,003円	
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	46,371,421円	
C 信託給付に定める収益調整金	6,739,271円	
D 信託給付に定める分配準備積立金	23,591,041円	
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	96,901,736円	
F 分配対象収益 (一口当たり)	0,0270円	
G 分配金額	270円	
H 分配金額 (一口当たり)	17,928,719円	
	(一万口当たり)	0,0050円
		30円
自平成19年2月14日至平成19年3月12日		
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	20,351,878円	
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C 信託給付に定める収益調整金	3,857,243円	
D 信託給付に定める分配準備積立金	70,089,937円	
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	94,299,058円	
F 分配対象収益 (一口当たり)	0,0263円	
G 分配金額	263円	
H 分配金額 (一口当たり)	17,891,702円	
	(一万口当たり)	0,0050円
		50円
自平成19年3月13日至平成19年4月12日		
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	23,713,818円	
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	54,871,295円	
C 信託給付に定める収益調整金	37,287,898円	
D 信託給付に定める分配準備積立金	72,357,822円	
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	188,230,893円	
F 分配対象収益 (一口当たり)	0,0417円	
G 分配金額	417円	
H 分配金額 (一口当たり)	22,541,764円	
	(一万口当たり)	0,0050円
		50円

(貸借対照表に関する注記)

当期 平成19年4月12日現在	
1. 期首元本額	2,748,425,385円
期中追加設定元本額	1,930,776,847円
期中解約元本額	170,849,378円
2. 当特定期間末日における受益権の総数	4,508,352,854口

(有価証券に関する注記)

当期（自 平成18年12月15日 至 平成19年4月12日）

売買目的有価証券

		(単位:円)	
種類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	
投資信託受益証券	4,639,735,027	143,805,080	
合計	4,633,486,919	1,497	143,806,577

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1) 口当たり情報

	当期	
1口当たり純資産額	1,0368円	
(1万口当たり純資産額)	(10,368円)	

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(投資信託受益証券)

		(単位:円)	
種類	銘柄	券面総額	評価額
投資信託受益証券	マルチカレンシーファンド クラスB	4,411,233,150	4,639,735,027
合計		4,411,233,150	4,639,735,027

(注) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(額投資信託受益証券)

		(単位:円)	
種類	銘柄	券面総額	評価額
額投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	3,742,163	3,751,892
合計		3,742,163	3,751,892

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「マルチカレンシーファンド クラスB」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は次の通りです。

また、当ファンドは「マネー・マーケット・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

1. 「マルチカレンシーファンド クラスB」の状況

当ファンドはケイマン籍円建外国投資信託の「マルチカレンシーファンド クラスB」を主要対象としています。主要投資先の計算期間(2007年2月末日に終了する会計期間)が終了し、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、公認会計士による財務諸表監査を受けています。

以下の「組入資産の明細」は事務代行会社である「プラウンプラザハリマン社」から入手した現地2007年4月11日現在の情報を翻訳したものであります。なお、2007年2月末日に終了する会計期間について、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表は現在作成中であり、公認会計士による財務諸表監査を受けた財務諸表等を入手する予定です。

組入資産の明細

通言

通貨	JPY	純資產
----	-----	-----

銘柄	種類	数量	買建/売建	現地通貨	発行国	単価 (現地通貨)	評価額 (現地通貨)	評価額 (基準通貨)
AUSTRALIAN DOLLAR CURRENCY	CURRENCY	15,371.90	買建	AUD	AUSTRALIA	1	15,371.90	1,442,456.00
CANADIAN DOLLAR CURRENCY	CURRENCY	2,407.74	買建	CAD	CANADA	1	2,407.74	245,377.00
EURO CURRENCY	CURRENCY	0.66	買建	EUR	EURO	1	0.66	104
FORINT HUNGARY CURRENCY	CURRENCY	955,015.22	買建	HUF	HUNGARY	1	955,015.22	604,455.00
KRONA ICELAND CURRENCY	CURRENCY	39,439,917.23	買建	ISK	ICELAND	1	39,439,917.23	70,026,215.00
YEN JAPAN CURRENCY	CURRENCY	53,094,660.00	買建	JPY	JAPAN	1	53,094,660.00	53,094,660.00
NEW JEWISH CAN. PESO CURRENCY	CURRENCY	3,893,214.68	買建	MXN	MEXICO	1	3,893,214.68	42,112,846.00
NEW ZEALAND DOLLAR CURRENCY	CURRENCY	56.23	買建	NZD	NEW ZEALAND	1	56.23	4,776.00
NORWEGIAN KRONE CURRENCY	CURRENCY	2,343,110.33	買建	NOK	NORWAY	1	2,343,110.33	46,299,335.00
SOUTH AFRICA RAND CURRENCY	CURRENCY	2,326,529.29	買建	ZAR	SOUTH AFRICA	1	2,326,529.29	38,764,559.00
BRITISH POUNDS CURRENCY	CURRENCY	65,612.26	買建	GBP	UNITED KINGDOM	1	65,612.26	15,194,906.00
US DOLLARS CURRENCY	CURRENCY	253,954.24	買建	USD	UNITED STATES	1	258,954.24	30,708,241.00
SAARVÖLKSHE 5% BONDS	BONDS	200,000.00	買建	AUD	GERMANY	99,91137	198,822.74	18,764,696.00
SAARVÖLKSHE 5% /AUD/ BONDS	BONDS	2,000,000.00	買建	CAD	GERMANY	99,9816	2,006,265.60	201,926,562.00
SAARVÖLKSHE LAN 5/2/07 /IR 2/4/09 MTN BONDS	BONDS	18,000,000.00	買建	HUF	GERMANY	99,449458	17,900,902.44	11,157,531.00
AND SACH 7.5% 12/17/07 /HUF/ BONDS	BONDS	189,900,000.00	買建	ISK	GERMANY	97,301856	184,776,224.18	317,858,890.00
WORLD BOND 9.25% 1/13/07 /ISK/ BONDS	BONDS	7,750,000.00	買建	ISK	GERMANY	100,814245	7,813,104.02	85,203,074.00

銘柄	種類	数量	買建/売建の別	現地通貨	発行国	単価(現地通貨)	評価額(現地通貨)	評価額(基準通貨)
								(MXN)
REFIN 8% 11/2/07/[MXN]	BONDS	5,850,000.00	買建	MXN	GERMANY	100.150001	5,858,775.06	62,762,376.00
LAWSON RITSCH	BONDS	2,300,000.00	買建	ZAR	GERMANY	99.35263	2,295,217.05	35,030,175.00
6.25% 6/29/07/ZAR	BONDS	3,000,000.00	買建	AUD	ICELAND	99.99686	2,995,131.81	275,546,230.00
ISALANBANK V/R	BONDS	800,000.00	買建	NZD	IRELAND	100.0082	799,676.56	63,157,481.00
BANK OF IRELAND	BONDS	2,400,000.00	買建	USD	Jersey Channel Islands	99.972895	2,398,424.34	283,301,992.00
V/R 7/1/11/NZD	BONDS	4,500,000.00	買建	NOK	NETHERLANDS	99.86	2,286,822.00	44,284,838.00
HSBC MIDDLE EAST	BONDS	18,550,000.00	買建	NOK	NETHERLANDS	99.063798	18,376,334.50	362,740,883.00
V/R 11/14/11	BONDS	27,980,000.00	買建	NOK	NEW ZEALAND	101.179736	4,553,088.10	87,397,146.00
NEW ZEALAND	BONDS	6,25% 8/1/08/[MXN]	買建	MXN	NORWAY	100.389626	28,089,017.49	306,373,181.00
EUROPEAN INV 9%	BONDS	622,000,000.00	買建	HUF	SUPRANATIONAL	100.052911	622,329,105.43	397,487,877.00
EURO BANK 9.25%	BONDS	1,800,000.00	買建	MXN	SUPRANATIONAL	101.063027	1,819,134.48	19,905,703.00
12/21/07/[MXN]	BONDS	800,000.00	買建	NZD	SUPRANATIONAL	97.306506	778,452.06	65,362,243.00
12/21/07 /NZD	BONDS	3,450,000.00	買建	NZD	SUPRANATIONAL	99.100248	3,418,956.55	278,583,604.00
11/15/07 /NZD	BONDS	18,250,000.00	買建	ZAR	SUPRANATIONAL	101.215334	18,471,469.97	312,402,125.00
EBIB 14% 8/1/07	BONDS	2,200,000.00	買建	ZAR	SUPRANATIONAL	100.78	2,217,160.00	36,822,977.00
ZAR/	BONDS	3,400,000.00	買建	ZAR	SUPRANATIONAL	100.245144	3,408,334.88	55,334,045.00
INT BK REC	BONDS	9.5% 5/21/07	買建	ZAR	SUPRANATIONAL	99.959104	1,099,550.14	18,733,114.00
12/12/07/7ZAR	BONDS	1,100,000.00	買建	ZAR	SUPRANATIONAL	99.665937	441,520.10	34,097,926.00
NORDIC INVEST	BONDS	12% 5/21/07	買建	NZD	SWEDEN	100.421876	100,337.38	12,177,012.00
INT BK RECON	BONDS	5.6% 6/11/07	買建	USD	UNITED ARAB EMIRATES	100.250000	100,250.00	12,177,012.00
ZAR/	BONDS	443,000.00	買建	NZD	UNITED KINGDOM	99.910829	69,937.58	16,558,038.00
KOM 21/07	BONDS	100,000.00	買建	USD	UNITED STATES	100.0308	2,500,770.00	251,697,466.00
ABU DHABI COMM	BONDS	10,000.00	買建	GBP	UNITED STATES	99.934	686,722.92	62,308,587.00
NAT TONNIDE	BONDS	70,000.00	買建	CAD	UNITED STATES	99.9668	389,908.66	34,355,500.00
6.625% 12/7/07	BONDS	2,500,000.00	買建	AUD	UNITED STATES	100.075	500,349.54	46,877,224.00
ABBREY NATL V/R	BONDS	685,000.00	買建	GBP	UNITED STATES	99.949	129,953.76	28,800,573.00
6/23/07 /CAD/	BONDS	390,000.00	買建	GBP	UNITED STATES	99.983917	1,700,835.56	389,833,295.00
BEAR STARS V/R	BONDS	500,000.00	買建	AUD	UNITED STATES	99.480769	39,294,903.92	25,189,929.00
12/7/12/AUD/	BONDS	130,000.00	買建	ISK	UNITED STATES	98.782266	81,001,457.81	144,076,338.00
CITI GROUP V/R	BONDS	1,700,000.00	買建	USD	UNITED STATES	100.0698	289,972.92	34,102,631.00
8/10/11 /GBP/	BONDS	39,500,000.00	買建	USD	UNITED STATES	100.4301	942,099.88	111,416,785.00
GENERAL ELEC	BONDS	7.5% 1/17/08/HUF/	買建	USD	UNITED STATES	100.0001	1,000,000.00	1,000,000.00
GEN ELEC CAP CORP V/R 1/8/16	BONDS	935,000.00	買建	USD	UNITED STATES	100.0001	935,000.00	935,000.00
MORGAN STANLEY	BONDS	V/R 10/15/15	買建	USD	UNITED STATES	100.0001	1,000,000.00	1,000,000.00
6.75% 6/20/07	BONDS	82,000,000.00	買建	USD	UNITED STATES	100.0001	82,000,000.00	82,000,000.00

2. 「マネー・マーケット・マザーファンド」の状況

マネー・マーケット・マザーファンド

(1) 貸借対照表

科 目	対象年月日		対象期間 平成18年12月15日 至 平成19年4月12日
	注記 番号	金額	
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		14,041,596	平成19年4月12日現在
現先取引勘定		79,944,800	平成18年12月15日
流動資産合計		93,986,396	89,996,805円
資産合計		93,986,396	3,742,163円
負債の部			
流動負債			0円
流動負債合計		—	
負債合計		—	
純資産の部			
元本等			
元本		93,738,968	平成19年4月12日現在の元本の内訳
剰余金			※ ピムコ・ハイールド・ファンド Aコース (為替ヘッジなし) ピムコ・ハイールド・ファンド Bコース (為替ヘッジあり) ㈱くサイフ 世界のサイン
剰余金合計		247,428	75,000,900円 6,003,099円 8,992,806円 3,742,163円
元本等合計		247,428	(合計) 93,738,968円
純資産合計		93,986,396	93,738,968円
負債・純資産合計		93,986,396	※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	対象期間 平成18年12月15日 至 平成19年4月12日
該当事項はありません。	

科 目	対象年月日	対象期間 平成18年12月15日 至 平成19年4月12日
(貸借対照表に関する注記)		
1. 期首 期首元本額		平成18年12月15日
期首からの追加設定元本額		89,996,805円
期首からの解約元本額		3,742,163円
平成19年4月12日現在の元本の内訳	※	
ピムコ・ハイールド・ファンド Aコース (為替ヘッジなし)		75,000,900円
ピムコ・ハイールド・ファンド Bコース (為替ヘッジあり)		6,003,099円
㈱くサイフ		8,992,806円
世界のサイン		3,742,163円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期末における当該 親投資信託の受益権の総数	(合計)	93,738,968円
※	当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額	93,738,968円
(関連当事者との取引に関する注記)		
該当事項はありません。		

(1) 口当たり情報

科 目	対象年月日	対象期間 平成18年12月15日 至 平成19年4月12日
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)		1,0026円 (10,026円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

- (1) 株式
該当事項はありません。
- (2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

- 第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成 19 年 4 月 27 日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	7,148,342,764 円
負債総額	313,566,112 円
純資産総額 (-)	6,834,776,652 円
発行済数量	6,510,213,533 口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.0499 円

(参考) マネー・マーケット・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	94,007,527 円
負債総額	0 円
純資産総額 (-)	94,007,527 円
発行済数量	93,738,968 口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.0029 円

第 5 【設定及び解約の実績】〔7 頁〕

以下の内容に更新・追加します。

<更新・追加>

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 1 特定期間	4,679,202,232	170,849,378

(注) 第 1 特定期間の設定数量には、当初設定数量を含みます。